

高額障害福祉サービス等給付費のご案内

同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等、世帯における利用者負担額が基準額を超える場合、申請により償還払い方式にて高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

【同一世帯の範囲】

障害者	本人とその配偶者
障害児	住民票上の世帯



【合算の対象となる費用】

- ①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る利用者負担額
(例) 居宅介護、短期入所、就労継続支援など
- ②児童福祉法に基づく障害児通所・入所サービスに係る利用者負担額
(例) 放課後等デイサービス、児童発達支援など
- ③補装具費に係る利用者負担額
(例) 車いす、補聴器など
- ④介護保険法に基づく利用者負担額 (同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。)
(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

【計算方法】

$$\text{支給額} = \text{利用者負担世帯合算額} - \text{基準額}$$

※基準額 37,200円

ただし、障害児の特例に該当する場合は、基準額が異なります(4,600円もしくは9,200円)。

【事 例】

(例1) 同一の障害児が給付の根拠が異なるサービスを利用する場合(負担上限額は4,600円)

①の短期入所と②の放課後等デイサービスを利用

利用者負担世帯合算額	①4,600円+②4,600円 = 9,200円
基準額	4,600円
支給額	9,200円 - 4600円 = <u>4,600円</u>

(例2) 障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用する場合

兄が②の放課後等デイサービスを、弟が②の児童発達支援を利用(負担上限額は4,600円)

利用者負担世帯合算額	兄②4,600円 + 弟②3,000円 = 7,600円
基準額	4,600円
支給額	7,600円 - 4600円 = <u>3,000円</u>

【持参していただくもの】

- 合算の対象となる費用(利用しているサービス)のすべての領収書
- 本人名義(障害児の場合は支給決定保護者名義)の預貯金通帳



- 手続きに関するお問い合わせ：各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班
中央区：043-221-2152 / 花見川区：043-275-6462 / 稲毛区：043-284-6140
若葉区：043-233-8154 / 緑 区：043-292-8150 / 美浜区：043-270-3154
- 制度に関するお問い合わせ： 障害福祉サービス課：043-245-5228